

2022年5月1日

協会員＝士会員の実現にむけた取り組み ～会員個人情報における覚書（改訂版）の締結について～

公益社団法人 新潟県作業療法士会 会長 四方 秀人

日本作業療法士協会（以下、協会）と都道府県作業療法士会（以下、都道府県士会）は「協会員＝士会員」の実現に向けた準備を進めています。その初期段階として、**会員個人情報における覚書（改訂版）の締結**が協会と都道府県士会との間で必要であった為、当県士会では令和3年度第8回理事会（令和4年3月5日開催）にて「会員個人情報における覚書（改訂版）」の締結を承認しました。

この改訂版の締結は、協会顧問弁護士より、各都道府県士会の理事会での承認で問題ないとのことでしたが、当会理事会では、会員に丁寧に説明すべきではないかとの意見もあり、この度、その目的や流れを簡単ではありますが、ご説明したいと思います。

1. 「協会員＝士会員」を進める目的

作業療法士の質の向上、士会の事務的負担を削減することで、その余力を人材育成や渉外活動に向けることができること。会員の所属意識を病院・施設、都道府県という枠組みから、「日本の作業療法士」と認識し、自らの臨床を日本という枠組みで捉えることでより研鑽的な姿勢が促せること。主に2つの目的となります。

2. これまでの経緯

日本作業療法士協会と都道府県作業療法士会とは2005年（平成17年）に「個人情報の取り扱いに関する覚書」を締結。（広島県士会のみ2013年（平成25年）に締結）。この覚書は、協会が士会に提供している「会員情報システム」の利活用、協会と士会が共同で実施している生涯教育制度等の事業の運用にあたって、会員個人データのホームページ上での公表と並んで、その前提として締結したものです。

これにより、協会の会員ポータルサイトにて、例えば、士会情報や士会役員情報などをご覧になることができると思います。

3. 今回の「会員個人情報における覚書（改訂版）」の締結について

2005年（平成17年）の覚書は、「会員情報システム」を利活用し、協会から士会へ提供される個人情報の取り扱いに限定された内容でした。この改訂版により双方向への提供を可能にした内容となっています。

4. 「会員個人情報における覚書（改訂版）」の趣旨について

まずは、協会員と士会員のデータより、都道府県単位で協会員名簿と県士会員名簿のデータの突合作業を行い、「協会員でない士会員」や「士会員でない協会員」を明らかにして、双方への入会を促進するためです。

また中長期的には、「協会員＝士会員」のシステム運用のため、「協会員＝士会員」を実現するための新・士会システムでは、同一の会員情報を共有し、入出力を双方向的に可能とすることを目的としております。

5. 「協会員＝士会員」実現に向け、優先的に取り組む事項について

協会は、優先的に取り組む事項として、各都道府県士会との「会員個人情報における覚書（改訂版）」の締結後の突合作業を行う予定としております。その後、突合作業によって明らかになった「協会か士会かのどちらかにしか所属していない会員」に対して、協会と士会双方で入会促進の働きかけを行っていくこととしております。

6. 「協会員＝士会員」実現に向けたスケジュール（案）

協会は、上記の優先的に取り組む事項と並行し、各都道府県士会事務局へのヒアリングを実施しながら、新システムに実装すべき具体的な機能を検討し、2025年度より「協会員＝士会員」制度およびシステムの運用開始を目指しております。

これにより、

- 1) 協会費と士会費の一括徴収
- 2) 会員の入退会を一元的に管理
- 3) 会員の士会間異動を一元的に管理
- 4) 定期的に「協会か士会かのどちらかにしか所属していない会員」に入会促進の働きかけを進めていく考えです。

7. 当県士会が今後検討すること

当県士会は、公益社団法人に移行した2019年度の定期総会において、第3章「会員」の第5条（法人の構成員）第1項にて、日本作業療法士協会員であることを明記した定款に変更し決議されています。この「協会員＝士会員」の件で、憲法第21条の集会・結社の自由を考慮した細かな権利の保障について、附則事項として、今後理事会で審議し定款に追加を検討していきます。

8. 補足

詳しくは機関誌『日本作業療法士協会誌』第119号（2022年2月15日発行）p18～19の『「協会員＝士会員」の実現に向けて⑥』をご一読いただきたいと思います。

なお、協会は、第110号（2021年5月号）から第115号（同年10月号）まで、5回の連載で会員にとっての「協会員＝士会員」実現の意義やこれまでの経緯について報告しておりますので、これもご参照ください。

以上